●生命保険料控除額

<各生命保険料控除額の上限>

種　別	一般生命保険	個人年金保険	介護医療保険	控除額の合計限度額
新契約に係るもの	28,000円	28,000円	28,000円	70,000円
旧契約に係るもの	35,000円	35,000円		70,000円

<各生命保険料控除額の計算方法>

(1)新契約に係るもの ※ 平成24年１月１日以降に締結 (介護医療保険は新契約に該当)	年間の支払保険料等	12,000円まで	12,001円から32,000円まで	32,001円から56,000円まで	56,001円以上
	控除額	支払保険料等の全額	支払保険料等×１／２＋6,000円	支払保険料等×１／４＋14,000円	一律　28,000円
(2)旧契約に係るもの ※ 平成23年12月31日以前に締結	年間の支払保険料等	15,000円まで	15,001円から40,000円まで	40,001円から70,000円まで	70,001円以上
	控除額	支払保険料等の全額	支払保険料等×１／２＋7,500円	支払保険料等×１／４＋17,500円	一律　35,000円
(3)一般生命保険及び個人年金保険について(1)と(2)の両方の保険契約に係る控除がある場合	一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新旧それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）または旧契約のみの控除額（限度額35,000円）のいずれか大きい金額が控除額となります。				

●地震保険料控除額

支払った地震保険料	控　除　額	支払った旧長期損害保険料	控　除　額
一　律	支払った保険料の1／2 （最高25,000円）	5,000円以下	全　額
		5,000円超　15,000円以下	支払った保険料×1／2+2,500円
		15,000円超	一律　10,000円

●地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額（ただし、限度額　25,000円）
●旧長期損害保険：保険期間等の満了後、返戻金を支払う旨のある契約、保険期間等が10年以上のもの。
（注）ある一つの損害保険契約等ではある一つの長期損害保険契約等が、地震保険料と旧長期損害保険料の保険契約のいずれにも該当する場合は、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

●配偶者控除額

※配偶者の所得が38万円以下の場合には配偶者控除がとれます。給与収入であれば103万円以下、公的年金収入のみであれば、65歳以上の方は158万円以下、65歳未満の方は108万円以下。）

区　分	控　除　額
一　般	330,000円
老人（昭和23年1月1日以前に生まれた方）	380,000円

●「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。また、事業専従者も含まれません。

●扶養控除額

※被扶養者の所得が38万円以下の場合に下記扶養控除がとれます。給与収入であれば103万円以下、公的年金収入のみであれば、65歳以上の方は158万円以下、65歳未満の方は108万円以下。）

区　分	控　除　額
年少（平成14年1月2日以降に生まれた方）	0円(平成24年度から廃止されました)
一般（平成14年1月1日以前に生まれた方）	330,000円
特定（平成7年1月2日～平成11年1月1日に生まれた方）	450,000円
老人（昭和23年1月1日以前に生まれた方）	380,000円
同　居　老　親　等	450,000円

●一般扶養親族…所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。平成14年1月2日以降に生まれた方は扶養控除の廃止により対象となりません。
●老人扶養親族…扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人をいいます。
●同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者（以下、「所得者等」といいます。）の直系尊属（父母や祖父母などをいいます。）で、所得者等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

●配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	控　除　額
※380,000円以下の場合は、配偶者特別控除の適用はありません。	
380,001～449,999円	330,000円
450,000～499,999円	310,000円
500,000～549,999円	260,000円
550,000～599,999円	210,000円
600,000～649,999円	160,000円
650,000～699,999円	110,000円
700,000～749,999円	60,000円
750,000～759,999円	30,000円
760,000円～	0円

⇩

上表の所得に対する給与収入金額（給与収入のみの場合）	上表の所得に対する公的年金収入金額（公的年金収入のみの場合）※昭和28年1月1日以前に生まれた方（65歳以上の方）	上表の所得に対する公的年金収入金額（公的年金収入のみの場合）※昭和28年1月2日以降に生まれた方（65歳未満の方）
1,030,001～1,099,999円	1,580,001～1,649,999円	1,080,001～1,149,999円
1,100,000～1,149,999円	1,650,000～1,699,999円	1,150,000～1,199,999円
1,150,000～1,199,999円	1,700,000～1,749,999円	1,200,000～1,249,999円
1,200,000～1,249,999円	1,750,000～1,799,999円	1,250,000～1,299,999円
1,250,000～1,299,999円	1,800,000～1,849,999円	1,300,000～1,366,666円
1,300,000～1,349,999円	1,850,000～1,899,999円	1,366,667～1,433,333円
1,350,000～1,399,999円	1,900,000～1,949,999円	1,433,334～1,499,999円
1,400,000～1,409,999円	1,950,000～1,959,999円	1,500,000～1,513,333円
1,410,000円～	1,960,000円～	1,513,334円～

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う人が、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、一定のスイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）の購入費を支払った場合は、申告することにより、医療費控除の特例の適用を受けることができます。
申告する場合は、申告書の表面「３所得から差し引かれる金額に関する事項」および「４所得から差し引かれる金額」の①に記入し、欄外の「スイッチOTC薬控除 有」を○で囲んでください。

※控除額は、スイッチOTC医薬品の購入のために支払った対価の額の合計額（保険金などで補てんされる部分を除きます。）が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額、その金額が88,000円を超える場合は88,000円となります。
※この控除を受ける人は、通常の医療費控除を受けることはできません。
※「セルフメディケーション税制の明細書」の添付及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。また、明細書の記入内容を確認するため、申告期限等から５年間、領収書などスイッチOTC医薬品の購入費の額を証明する書類の提出又は提示を求めることがあります。領収書等はご自宅等で保管してください。

参考　配当所得のある方へ

①上場株式等の配当等（特定配当等）

住民税5%が配当割として特別徴収（所得税は15.315%の源泉徴収）されている場合は、申告が不要となっています。
申告する場合は、総合課税または分離課税を選択し、算出された所得割額から配当割額が控除、精算されます。

分離課税を選択した場合、上場株式等に係る譲渡損失の金額との損益通算ができますが、配当控除は適用されません。（表１）
申告された所得は、「扶養控除」「均等割非課税」等を判定する合計所得金額に含まれることとなります。

②非上場株式の配当および大口株主に対する配当

所得税と異なり、金額の多少にかかわらず総合課税の対象となりますので、少額配当についても申告が必要です。

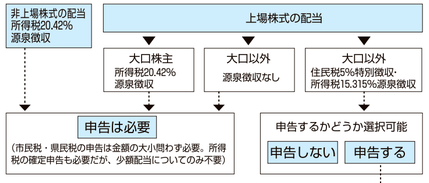

総合課税または分離課税を選択（表１）

	税率	市民税・県民税 所得税	株式譲渡損失との損益通算	配当控除
総合課税		10% 5.105~45.945%	不可	可
分離課税		5% 15.315%	可	不可

市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税の所得割額は、前年の所得金額を基礎として、市民税・県民税独自の所得控除を差し引いて課税標準額を求めます。課税標準額に市民税・県民税それぞれの税率（市6%・県4%）を乗じ、調整控除、税額控除（配当控除等）を差し引いて、税額控除後所得割を算出します。そこからさらに、配当割・株式等譲渡所得割控除を差し引いて所得割額を算出します。それに均等割額を加えたものが市民税・県民税です。

総所得金額 － 所得控除額 ＝ 課税標準額

- × 第１段階　市民税　市民税税率 － 調整控除額 － 税額控除額 ＝ 税額控除後市民税所得割額
- 第２段階　市民税　税額控除後市民税所得割額 － 配当割・株式等譲渡所得割控除 ＝ 市民税所得割額 ＋ 市民税均等割額
- × 第１段階　県民税　県民税税率 － 調整控除額 － 税額控除額 ＝ 税額控除後県民税所得割額
- 第２段階　県民税　税額控除後県民税所得割額 － 配当割・株式等譲渡所得割控除 ＝ 県民税所得割額 ＋ 県民税均等割額

市民税・県民税年税額

所得割の税率（総合課税分）

税　率	市民税税率	県民税税率
一律	6％	4％

均等割の税額

市民税	3,500円	県民税	2,300円

※東日本大震災からの復興を目的として、地方自治体の実施する防災事業の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、住民税の均等割額が全国的に年額1,000円（市民税500円、県民税500円）引き上げられています。
※県民税均等割額2,300円について、温室効果の森林の環境保全を目的とした「琵琶湖森林づくり県民税800円」が含まれています。

調整控除

所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、市民税・県民税所得割額から下記の計算額を控除します。

①市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の方
（イ）と（ロ）のいずれか小さい額の５％（市民税３％・県民税２％）
（イ）人的控除額の差（扶養控除や基礎控除等・右表参照）の合計額
（ロ）市民税・県民税の合計課税所得金額

②市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の方
【人的控除額の差の合計額－
（市民税・県民税の合計課税所得金額－200万円）】の５％（市民税３％・県民税２％）
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円（市民税1,500円、県民税1,000円）とします。

（所得税と市民税・県民税の人的控除額の差）

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	普通	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	10万円		特定	18万円
	同居特別	22万円		老人	10万円
寡婦控除	一般	1万円		同居老親等	13万円
	特別	5万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満	5万円
寡夫控除		1万円		40万円以上45万円未満	3万円
勤労学生控除		1万円	基礎控除		5万円
配偶者控除	一般	5万円			
	老人	10万円			

税額控除（配当控除）

種類＼課税所得金額		1,000万円以下の部分 市民税	1,000万円以下の部分 県民税	1,000万円超の部分 市民税	1,000万円超の部分 県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

総合課税の配当所得（分離課税の対象となる証券投資信託の収益の分配分及び国外株式等に係るものを除く。）がある場合には、左表の割合により税額控除として配当控除が受けられます。

税額控除（寄附金控除）

都道府県、市町村又は特別区、滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部、条例で指定された法人等に対して合計額が２千円を超える寄附を行った場合、申告をすることにより下記の基本控除部分と特例控除部分の合計が税額から控除されます。
申告書１枚目表面の「寄附金控除 有」を○で囲み、「裏面14寄附金に関する事項」に寄附金額を記入して下さい。
※都道府県、市町村又は特別区、滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部、条例で指定された法人等が発行する領収書等が必要です。

基本控除部分	（寄附金の合計額※1－２千円）×10% （市民税6%・県民税4%） ※1 総所得金額等の合計額の 30%が上限
特例控除部分※2 （都道府県、市町村又は特別区への寄附金のみ対象）	（寄附金の合計額－２千円） ×右記表の割合×（市民税 3/7・県民税 4/7） ※2 市民税・県民税所得割額の20%が上限

課税総所得金額－人的控除差調整額	割合
0円～ 1,950,000円	100分の84.895
1,950,001円～ 3,300,000円	100分の79.79
3,300,001円～ 6,950,000円	100分の69.58
6,950,001円～ 9,000,000円	100分の66.517
9,000,001円～18,000,000円	100分の56.307
18,000,001円～40,000,000円	100分の49.16
40,000,001円～	100分の44.055

・人的控除差調整額とは、上記調整控除の表（所得税と市民税・県民税の人的控除額の差）の合計額のことです。
・課税山林所得の分離課税に係る譲渡所得等の所得がある場合は左記の表とは別の割合を用いて計算します。

配当割額・株式等譲渡所得割額控除

区　分	市民税割合	県民税割合
配当割額又は株式等譲渡所得割額	5分の3	5分の2

上場株式等の配当又はその売却益について『配当割』又は『株式等譲渡所得割』として５％の税率で特別徴収（源泉徴収）されている人が申告された場合は所得割により課税し、所得割額から「配当割額」又は「株式等譲渡所得割額」を控除し、精算します。
なお、控除しきれなかった配当割額等（控除不足額）は均等割額または未納に係る地方団体の徴収金に充当もしくは還付されます。

平成 30 年度市民税・県民税申告書の書き方

市民税・県民税の申告につきましては、毎年市民のみなさまに御協力をいただいております。
この書き方をよくお読みになって申告していただきますようにお願いします。
なお、平成30年度の申告書は平成29年度の申告実績等に基づいてお送りしておりますので、今回申告書が届いたからと言って必ずしも申告義務があるとは限りません。下記の事項をご確認のうえ、ご提出をお願いします。

申告の必要な人

平成30年1月1日現在、大津市内に居住していた人（平成30年1月2日以降に大津市外に転出された人も含みます。）で、平成29年中（1月～12月）の所得が次に該当する人です。

1．営業、保険外交、農林水産業などの事業による所得や地代、家賃、配当などの所得のあった人	所得金額の計算に必要な収支内訳書、源泉徴収票等を添付してください。
2．給与所得の他に各種の所得（不動産、配当、雑所得、農業等）のあった人 ［給与所得以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。］	
3．公的年金等による雑所得の他に各種の所得（不動産、配当、雑所得、農業等）のあった人 ［公的年金等の収入金額が400万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。］	
4．2か所以上から給与の支払いを受けている人 ［年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得以外の各種所得の合計金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。］	源泉徴収票、生命保険料控除証明書等を添付してください。
5．給与所得のみで勤務先から大津市に給与支払報告書が提出されていない人	
6．給与所得のみで、平成29年の中途で退職し、再就職していない人	
7．公的年金等による雑所得のみの人であっても、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除などの各種控除を受けようとする人	
8．日給による給与収入で所得税を源泉徴収されていない人（源泉徴収票を交付されていない人）	申告書1枚目裏面の「6　給与所得の内訳」欄に月別の収入金額を記入してください。
9．所得はなかったが、国民健康保険の加入世帯及び各種福祉関係の助成制度、就学奨励金の給付、公営住宅の入居の申請等をされる人や非課税証明書、所得証明書が必要な人	

申告をしなくてもよい人

1.平成29年分の所得税の確定申告をした人
2.平成29年中の所得が給与所得のみで、勤務先から大津市に給与支払報告書が提出されている人
3.平成29年中の所得が公的年金収入のみで、その収入金額（支払金額）の合計が下記の金額以下の人
・昭和28年1月1日以前生まれ（65歳以上）で155万円以下　・昭和28年1月2日以降生まれ（65歳未満）で105万円以下
4.平成29年中の所得がなかった人で、上記「申告の必要な人 9.」の各申請等や非課税証明書、所得証明書が不要な人

申告における主な注意点

1. 社会保険料控除のうち、国民年金保険料については領収書等支払証明書が必要です。
2. 配偶者控除と配偶者特別控除は、重複してその適用を受けることはできません。
・配偶者控除は配偶者の所得が38万円以下の場合にその適用を受けることができます。
・配偶者特別控除は配偶者の所得が38万円超76万円未満の場合にその適用を受けることができます。
3. 平成29年中の合計所得が125万円以下の方は、障害者控除、寡婦または寡夫控除を申告していただくことによって、市民税・県民税が非課税となります。
※障害者控除、寡婦・寡夫控除の適用条件については、次ページを参照ください。
4. 農業所得のある方は収入の伝票、経費の領収書などで「収支内訳書」を作成し、農業所得を計算してください。
5. 海外居住者の親族を扶養にとられる場合は、親族関係書類及び送金関係書類が必要です。
6. 申告書に申告者や扶養親族の個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。また、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示またはその写しの添付が必要です。本人確認書類としては、下記の①または②が必要です。
①〔マイナンバーカード（番号確認書類＋身元確認書類）〕
②〔通知カード（番号確認書類）〕＋〔運転免許証、住基カード（顔写真入り）、公的医療保険の被保険者証など（身元確認書類）〕

申告期間

平成30年**2月16日㈮**～平成30年**3月15日㈭**まで（但し、土曜日及び日曜日は除く。）

申告に必要なもの

①平成30年度市民税・県民税申告書　②印鑑　③源泉徴収票又は給与支払者の支払証明書　④各種（医療費、生命保険料等）控除証明書等　⑤事業所得、不動産所得のある人は収支内訳書（収支内訳書用紙は市民税課及び支所にあります。）⑥申告者のマイナンバーカード、または通知カードと身元確認書類　⑦扶養親族のマイナンバーのわかるもの

申告書の提出先

市役所新館3階232会議室または最寄りの支所（添付書類のそろっているものは郵送でも可）
※郵送の場合は、〒520-8575 大津市御陵町3番1号　大津市役所市民税課

お問い合わせ先

☎077-528-2721・2722（直通）

※この申告書の書き方は平成30年1月1日現在の法律に基づいています。なお、税法改正等により変更になる場合があります。
※郵送される方は、申告書の２枚目（控え用）を保管していただき、1枚目のみ（事業所得のある方は収支内訳書を同封）を郵送してください。
なお、申告書の控えに市民税課受付印の必要な方は返信用封筒（返信先を記入のうえ、82円切手を貼ってください）を同封いただければ、受付印を押印し返送させていただきます。
※申告書の1枚目裏面の「事業税に関する事項」についてのお問い合わせは、西部県税事務所（TEL077-522-4331）までお願いします。

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要です。

申告書の書き方

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩雑損控除
申告書の１枚目裏面の⑩雑損控除額の計算を参照

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（平成29年中の所得が38万円以下の者に限る。）が平成29年中に震災、風水害、冷害、火災、盗難などによって家屋、家財道具などに損害を受けた金額が一定額を超える場合には、雑損控除を受けることができます。
※**雑損控除額**は、次の⑴又は⑵のいずれか多い金額です。
（1）（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－総所得金額等×10%の額
（2）災害関連支出の金額－5万円
※災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書が必要です。

⑪医療費控除
申告書の１枚目裏面の⑪医療費控除額の計算を参照

平成29年中に病院、診療所、薬局、助産所などにあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常必要と認められるもの及び介護保険に係るサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超えるときは、医療費控除を受けることができます。保険金などで補てんされる金額には、病院などに支払った医療費のうち後日、生命保険会社などから払戻しを受けた金額、高額療養費等を記入してください。
※**医療費控除額**は、支払った医療費（保険金などで補てんされる金額を引いたもの）－総所得金額等×５％（ただし、10万円を超える場合は10万円）の額です。（最高限度額200万円）
※平成29年分の申告より、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」（様式は市または国税庁のホームページでダウンロード可）または医療保険者から交付を受けた医療費通知の添付が必要となります。また、医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。
※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける人も⑪に記載します。5ページをご覧ください。

⑫社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料をあなたが平成29年中に支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。控除を受けられる保険料は、国民健康保険の保険料、国民年金の保険料、厚生年金の保険料、雇用保険の保険料、介護保険の保険料などです。
※配偶者の公的年金から天引きされている介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、社会保険料控除の対象とはなりません。
※国民年金保険料については、領収書等支払証明書が必要です。

⑬小規模企業共済等掛金控除

あなたが平成29年中に小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く。）又は都道府県・指定都市が実施している心身障害者扶養共済事業に係る掛金などを支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。
※掛金の額と氏名を証する書類が必要です。

⑭生命保険料控除

平成29年中にあなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約の保険料を支払った場合及びあなたやあなたの配偶者を年金受取人とする個人年金保険契約などのために保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。平成25年度から控除額等が見直されましたので、新旧の一般生命保険料、新旧の個人年金保険料、介護医療保険料に分けてそれぞれ記入してください。
※**生命保険料控除額**は、５ページをご覧ください。
※支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類が必要です。

⑮地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋や家財を保険の目的とする地震保険契約などのために、あなたが平成29年中に保険料を支払った場合には、地震保険料控除を受けることができます。
これまでの損害保険料控除は短期、長期ともに廃止されましたが、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料については経過措置が適用されます。地震保険料と旧長期損保険料に分けてそれぞれ記入してください。
※**地震保険料控除額**は、５ページをご覧ください。
※支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類が必要です。

⑯寡婦控除 寡夫控除

あなたが次のいずれかに該当する場合には、26万円（平成29年中の所得が500万円以下で、扶養親族である子を有する人は30万円）の寡婦控除を受けることができます。
（1） 平成29年12月31日現在、夫と死別又は離婚した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で、扶養親族や平成29年中の所得が38万円以下の生計を一にする子（他の人の扶養親族等でない子に限る。）のある人
（2） 平成29年12月31日現在、夫と死別した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で、平成29年中の所得が500万円以下の人
平成29年12月31日現在、あなたが次の⑴～⑶のすべてに該当する場合には、26万円の寡夫控除を受けることができます。
（1） 妻と死別又は離婚した後婚姻していないこと、あるいは妻の生死が明らかでないこと。
（2） 平成29年中の所得が38万円以下の生計を一にする子（他の人の扶養親族でない子に限る。）のあること。
（3） 平成29年中の所得が500万円以下であること。

⑰勤労学生控除

平成29年12月31日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、平成29年中の所得が65万円以下（うち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下）の場合には、26万円の勤労学生控除を受けることができます。
※学生証が必要です。

⑱障害者控除

平成29年12月31日現在、あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が次のいずれか一つに当てはまる場合には、1人につき26万円（ただし、これらの人が特別障害者の場合には、1人につき30万円、同居特別障害者の場合には、1人につき53万円）の障害者控除を受けることができます。

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳
特別障害者	１級・２級	Ａ１・Ａ２	１級	特別項症から第３項症
その他障害者	３級以下	Ｂ１・Ｂ２	２級・３級	第４項症以下

※上記の手帳をお持ちでない方でも、市内在住の65歳以上の方で次の条件に当てはまり、市が交付する障害者控除対象者認定書があれば障害者控除を受けられる場合があります。
要介護・要支援認定（要支援2以上）を受けておられる方で
①知的障害者に準ずる障害がある方（認知症の高齢者）
②加齢に伴う身体機能の低下により、寝たきり状態にある方
（認定書の申請及びお問い合わせは、大津市長寿政策課☎077-528-2741までお願いします。）

⑲配偶者控除
㉑扶養控除・16歳未満の扶養親族（控除対象外）

あなたに配偶者や扶養親族がある場合には、配偶者控除や扶養控除を受けることができます。配偶者及び扶養親族とは、平成29年12月31日現在であなたと生計を一にする配偶者や親族で、平成29年中の所得が38万円以下（給与収入で103万円以下）の人です。年の中途で死亡された人は含みますが、事業専従者は含みません。
対象者の個人番号もご記入ください。　※**配偶者控除額及び扶養控除額**は、５ページをご覧ください。

⑳配偶者特別控除

あなたの所得が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族とされた配偶者及び事業専従者を除く。）がある場合で、配偶者の所得が38万円を超え76万円未満（給与収入で103万円を超え141万円未満）のときは、配偶者特別控除を受けることができます。対象者の個人番号もご記入ください。
※**配偶者特別控除額**は、５ページをご覧ください。

㉒基礎控除

基礎控除は一律33万円です。

給与及び公的年金以外の所得がある方は、市民税・県民税の納税方法を選択してください。

平成30年度　市民税・県民税申告書

（平成29年分）
（宛先）大津市長

平成　年　月　日提出

受付印

平成29年度の申告書から個人番号（12ケタ）の記載が必要です。

住所	大津市　御陵　丁目 3 番 1 号	番地　号室	
フリガナ	オオツ　タロウ	電話番号	077－523－1234
氏名	大津 太郎 ㊞	個人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
生年月日	明・大・昭・平 28 年 6 月 3 日	職業	会社員(兼農業)

※1部目裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

〔本人確認書類〕□運転免許証　□マイナンバーカード　□その他（　　）

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日 ・ ・	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補てんされる金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
⑪ 医療費控除	支払った医療費等 142,000 円	保険金などで補てんされる金額 0 円	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
	国保・年金・介護・その他	136,360 円	
	国保・年金・介護・その他	175,170	
	国保・年金・介護・その他		
	合計	311,530	
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計 円	旧生命保険料の計 144,000 円	
	新個人年金保険料の計 円	旧個人年金保険料の計 120,000 円	
	介護医療保険料の計 60,000 円		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計 60,000 円	旧長期損害保険料の計 円	
⑯～⑰ 寡婦(寡夫)、勤労学生控除	⑯ □寡婦(寡夫)控除（□死別　□生死不明　□離婚　□未婚還）	⑰ □勤労学生控除（学校名）	
⑱ 障害者控除	1 フリガナ オオツ　ジロウ 氏名 大津 二郎	障害の程度 身体1 級	
	2 フリガナ 氏名	障害の程度 級	
⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除	フリガナ オオツ　ハナコ 氏名 大津 花子	生年月日 明・大・昭・平 33・3・25 配偶者の合計所得 150,000 円	
	個人番号 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		
㉑ 扶養控除	1 フリガナ オオツ　イチロウ 氏名 大津 一郎	生年月日 明・大・昭・平 62・6・15	同居・別居の区分 ☑同居 □別居 続柄 子
	個人番号 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	控除額 33 万円	
	2 フリガナ オオツ　ミキ 氏名 大津 美樹	生年月日 明・大・昭・平 7・1・3	同居・別居の区分 ☑同居 □別居 続柄 子
	個人番号 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	控除額 45 万円	
	3 フリガナ オオツ　ハルコ 氏名 大津 春子	生年月日 明・大・昭・平 8・9・15	同居・別居の区分 ☑同居 □別居 続柄 母
	個人番号 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	控除額 45 万円	
	4 フリガナ 氏名	生年月日 明・大・昭・平 ・ ・	同居・別居の区分 □同居 □別居 続柄
	個人番号	控除額 万円	
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	1 フリガナ オオツ　ジロウ 氏名 大津 二郎	生年月日 平 14・1・2	同居・別居の区分 ☑同居 □別居 続柄 子
	個人番号 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		
	2 フリガナ 氏名	生年月日 平 ・ ・	同居・別居の区分 □同居 □別居 続柄
	個人番号		
	3 フリガナ 氏名	生年月日 平 ・ ・	同居・別居の区分 □同居 □別居 続柄
	個人番号		
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計 123 万円	

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

☑ 給与から差引き（特別徴収）　□ 自分で納付（普通徴収）

1 収入金額等

事業	営業等	ア	
	農業	イ	240,000
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	2,600,000
雑	公的年金等	キ	1,800,000
	その他	ク	
総合譲渡・一時	短期	ケ	
	長期	コ	
	一時	サ	

2 所得金額

事業	営業等	①	
	農業	②	30,000
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	1,640,000
雑		⑦	975,000
総合譲渡・一時		⑧	
①～⑧の合計		⑨	2,645,000

※所得のなかった人は、「0」とご記入ください。

4 所得から差し引かれる金額

雑損控除	⑩	
医療費控除	⑪	42,000
社会保険料控除	⑫	311,530
小規模企業共済等掛金控除	⑬	
生命保険料控除	⑭	70,000
地震保険料控除	⑮	25,000
寡婦(寡夫)控除	⑯	0,000
勤労学生、障害者控除	⑰～⑱	53 0,000
配偶者控除	⑲	33 0,000
配偶者特別控除	⑳	0,000
扶養控除	㉑	1,23 0,000
基礎控除	㉒	330,000
⑩～㉒の合計	㉓	2,868,530

※スイッチOTC薬控除の場合は○をつけてください。

該当する場合は○をつけてください。

寄附金控除	有
スイッチOTC薬控除	有
株式等の配当所得および譲渡所得等の申告不要制度	有

収入金額等及び所得金額（申告書裏面の明細も書いてください。）

●**収入金額**…平成29年中に収入することの確定した金額（売掛金、現物収入、自家消費商品などを含む。）を記入してください。
●**必要経費**…収入をあげるために必要なものに限られます。例えば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運賃などをいい、日常家事に要した生活費は含まれません。
●**所得金額**…収入金額から、必要経費及び青色申告特別控除額等を差し引いた金額（給与所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額）を記入してください。

①営業等

販売業、飲食店業などから生じる所得又は自由職業（医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、外交員等）などから生じる所得（農業以外の事業から生じる所得）を記入してください。※収支内訳書を添付してください。

②農業

農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業から生じる所得を書いてください。
※収支内訳書を添付してください。

③不動産

地代、家賃、借地権設定などから生じる所得を記入してください。※収支内訳書を添付してください。

④利子

公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得を書いてください。
次の所得については課税されませんから、申告する必要はありません。
（1） 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得
（2） 所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得

⑤配当
※６ページの「参考」もご覧ください。

平成29年中に内国法人から支払いを受けるべき株式の配当、出資の配当、中間配当及び剰余金の分配による所得について、下記の表のとおり申告してください。

区分	市民税・県民税
上場株式等の配当	申告不要（申告するかどうか選択可能）※注１
その他（非上場株式等に係る配当）	申告必要

※注１…住民税５％が配当割として特別徴収されている人の申告は不要ですが、申告した場合は、算出された所得割額から配当割額相当額を控除し、精算します。
平成22年度より総合課税の他に分離課税でも申告できるようになりました。（⇨６ページの参考をご覧ください。）
申告する場合、申告書裏面の「13　配当割額又は株式譲渡割額の控除に関する事項」欄に控除額を記入し、分離課税を選択した場合は「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」も添付してください。分離課税用申告書が必要な方は、市民税課まで申し出てください。

⑥給与

給与、賃金、賞与などを記入してください。（給与の収入金額（カ）を必ず記入してください。）
給与所得金額の速算表…給与等に係る収入金額に応じて、次により計算します。

給与等の収入金額の合計額 から	まで	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額 から	まで	給与所得の金額	
650,999円まで		0円	円 1,628,000	円 1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「４」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A）	「A×４×60%」で求めた金額
円 651,000	円 1,618,999	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した金額	1,800,000	3,599,999		「A×４×70%－180,000円」で求めた金額
			3,600,000	6,599,999		「A×４×80%－540,000円」で求めた金額
1,619,000	1,619,999	969,000円				
1,620,000	1,621,999	970,000	6,600,000	9,999,999	「収入金額×90%－1,200,000円」で求めた金額	
1,622,000	1,623,999	972,000	10,000,000円以上		「収入金額－2,200,000円」で求めた金額	
1,624,000	1,627,999	974,000				

※給与所得者で勤務先から源泉徴収票を交付されている人は申告書に付けて提出してください。

⑦雑

●雑所得の金額の計算（次の①、②の算式によって計算した金額の合計）
① 公的年金等に係る雑所得
公的年金等（恩給・国民年金・厚生年金・公務員の共済年金など。ただし、障害年金、遺族年金は除きます。）から生じる所得を記入してください。（公的年金等の収入金額（キ）を必ず記入してください。）
公的年金等に係る雑所得金額の速算表…公的年金等に係る収入金額に応じて、次により計算します。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額（円） から	まで	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満（昭和28.1.2以降生）	※～1,300,000		収入金額－700,000円
	1,300,001	4,100,000	収入金額×75%－375,000円
	4,100,001	7,700,000	収入金額×85%－785,000円
	7,700,001以上		収入金額×95%－1,555,000円
65歳以上（昭和28.1.1以前生）	※～3,300,000		収入金額－1,200,000円
	3,300,001	4,100,000	収入金額×75%－375,000円
	4,100,001	7,700,000	収入金額×85%－785,000円
	7,700,001以上		収入金額×95%－1,555,000円

※～1,300,000 → ただし、収入金額が700,000円以下の場合、所得金額は０円となります。
※～3,300,000 → ただし、収入金額が1,200,000円以下の場合、所得金額は０円となります。
② 公的年金等以外の雑所得に係る総収入金額　－　必要経費
作家以外の人の印税、原稿料、個人年金、互助年金などを記入してください。
※申告書裏面「９　雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄に明細をご記入ください。

⑧総合課税の譲渡 一時

船舶、自動車、機械器具、書画、こっとう、漁業権、特許権、著作権等の譲渡による所得を記入してください。
長期譲渡に該当するもの…５年を超える期間にわたって保有して譲渡した場合
短期譲渡に該当するもの…保有期間５年以内で譲渡した場合
「特別控除額」は、通常の場合は 50 万円ですが、収用があった場合などには特例を受けることができます。
生命保険、郵便局等の満期保険金、賞金、懸賞当せん金品、競馬、競輪の払戻金などのような一時的な所得を記入してください。「特別控除額」は、通常の場合は 50 万円です。
※申告書裏面「10　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に明細を記入してください。

一時所得の金額＝総収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額
総所得金額＝一時所得の金額×1/2